



「高年齢者・障害者雇用状況報告書」概要の確認

毎年5月末頃に、管轄の公共職業安定所（以下ハローワーク）より、対象事業主宛てに

「高年齢者雇用状況報告書」および「障害者雇用状況報告書」の提出についての案内が届きます。

1年に1度作成する書類ため、記入する内容や方法を忘れがちかと思えます。

今回のあおぞらレターでは、この報告書について、基本的事項も含め、改めて確認したいと思います。



「高年齢者雇用状況報告書」とは

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」）に定められる、65歳までの雇用確保措置の実施状況などについて、1年に1度報告するものです。

「障害者雇用状況報告書」とは

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）において、事業主は一定数以上の障害者を雇用する義務が定められ、その雇用状況や雇用率について1年に1度報告する必要があります。この報告書の記載内容をもとに、翌年度の「障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金等支給申請書」が届くこととなります。

「高年齢者雇用状況報告書」と「障害者雇用状況報告書」の相違点

	高年齢者雇用状況報告書	障害者雇用状況報告書
根拠となる法律	高年齢者雇用安定法	障害者雇用促進法
対象事業主	企業全体の常用労働者が概ね30人以上の事業主	企業全体の常用労働者が概ね50人以上の事業主
常用労働者とされる者	1年以上雇用される者、または1年以上雇用される見込みがある者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上の者	※うち20時間以上30時間未満の者を「短時間労働者」とし、0.5人として集計
	※うち女性労働者数について別途集計の必要あり ※45歳以上65歳未満の離職者数等についても記載する必要あり	
雇用状況について	6月1日時点の労働者数等を報告	
報告期限	7月15日（水）	
報告先	管轄ハローワーク（高年齢者雇用指導官）	管轄ハローワーク（障害者雇用指導官）
罰則	なし	報告しないまたは虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金

- 上記報告書をもとに、必要に応じてハローワークより助言・指導等が行われることがあります。
- 報告書の記入方法等について詳しくは下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/05/tp0501-3.html>